

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令の概要について

平成 26 年 5 月
総務省人事・恩給局
恩給企画課

1 恩給給与細則第 10 条の改正

(1) 規定の概要

恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）第 10 条では、第 1 項で支払通知書を受給者に交付することを、第 2 項では前項の支払通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときに、還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期以後に、支払うべき恩給の支給を差し止めることができることを規定しているものである。

① 規定変遷の経緯

恩給給与細則第 10 条第 1 項において、支払通知書の交付について規定されているのは、支払業務を郵政のみで行っていた平成 19 年 10 月以前に、支給業務を所掌する総務省人事・恩給局長（当時の官署支出官は官房会計課長）が受給者に独自の支払通知書を交付するための根拠規定であったことによる。また、同条第 2 項において、支払通知書が還付された所在不明者の支給を差し止めることとしたのは、平成 18 年 3 月に、当時、既に国家公務員共済組合連合会や地方公務員等共済組合において生存確認ができない場合に行っていた支給差し止めの事務に倣い、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により、生存確認ができなかった場合に支給を差し止めることとして同細則第 10 条の 3 に規定することとしたことに合わせ、支出の決定において、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）上、①その相手が正当権利者であるかどうか十分確かめる必要があること、②調査の結果、妥当でないと認めるときは、これを訂正し、又は支出をとりやめなければならないこと（「最新会計法精解 増補版」著者：細野清史、出版者：大蔵財務協会）とされていることから生存確認ができなかったときと同様に、受給者の所在の確認がとれない場合に支給を差し止めることとして規定したものである。

なお、平成 19 年 10 月以降、恩給の支払業務を銀行にも拡大し、同様に支払業務を拡大した年金グループ（恩給、児童手当、年金等、老齢福祉年金等）全体の支払通知書の交付については、官署支出官（＝総務省人事・恩給局長）が行うべきこととして支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）第 16 条に規定されたため、当該第 1 項の規定を削除しても差し支えなかった（恩給以外の年金グループの法令等には支払通知書の交付規定なし。）が、恩給法令の改正を最小限度にするため、同条第 1 項の支払通知書の定義のみを改正したものである（参考 1 参照）。

<参考1>規定の変遷

平成19年10月以前	現行	今回改正後
<p>(支払通知書の交付)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、総務省人事・恩給局長は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p>	<p>(支払通知書の交付)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。以下同じ。）を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、総務省人事・恩給局長は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p>	<p>(支払通知書が還付されたときの取扱い)</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p> <p>2（削る）</p>

② 還付から差し止めまでの期間を置くこととした理由

第2項において、支払通知書が還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給を差し止めることとしたのは、当規定設置当時（平成18年3月）の恩給受給者数や還付予定数、還付される日数の想定、初めて行う事務（所在不明調査等）の煩雑さ及び過払発生率の高い12月支給期月までにはほとんどの所在不明者についての差し止めを行えること等考慮したものであった（参考2参照）。

<参考2>年度別還付（調査）件数等の推移

（単位：件、千円）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受給者数	1,005,990	936,615	866,448	792,847	718,028	645,442	630,483
還付件数	4,936	4,850	4,459	3,550	2,843	1,945	1,878
差止件数	69	172	415	857	793	810	-
過払件数	4,245	4,178	4,522	4,658	4,230	3,502	-
過払金額	378,612	472,919	459,162	381,911	383,431	347,499	-

※受給者数は、H19年度～H24年度は年度末人員、H25年度は予算人員（互助年金除く。）

(2) 改正の概要

支払通知書の交付者については、前述のとおり、官署支出官が支払通知書を交付することとなっており、その根拠は支出官事務規程第16条に規定されているため、第1項の規定がなくとも差し支えないことから、当該規定を支払通知書が還付されたときに、権利者の所在が明らかでないときは支給を差し止めることができることのみの規定に整理して改正するものである。

なお、併せて還付から差し止めるまでの期間を削ることとしたのは、現在の国の財政事情を鑑み、国庫を原資とする恩給の過払いを防ぐことが国益であるため、所在確認で

きない者への支出を直ちに取りやめることは妥当であること及び当該規定施行後5年以上の実務経験から①支給を差し止めた場合の受給者等からの連絡が早いこと、②早期の所在調査により受給者への支払再開が早急にできる可能性が高いこと等から、速やかに差し止めることが適切であるからである。

2 恩給給与細則別紙第44号書式の改正

(1) 書式の概要

恩給給与細則に規定されている別紙第44号書式は、恩給法（大正12年法律第48号）第75条第1項第1号に規定する扶助料の請求において、恩給法の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則第14条の2第1項の規定により、恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）第1条に規定する公的年金を受給している場合で、同政令第2条に定める額を超える場合には調整を行う必要があるため、当該公的年金の受給の有無について申立てを行うための書式である（参照条文あり）。

(2) 改正の概要

現行書式において、恩給相談への質問案件の多い①「受給の有無」についての記載部分については記載内容を変更、②「公的年金の種類」については年金証書に記載されている年金コードを追記する等、書式全体を整理し実際に試行を行った。その結果、恩給相談への当該書式に対する質問数が激減（年間約700件⇒約200件）したため、新書式に改正するものである。

3 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成18年総務省令第49号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）第6条の改正

(1) 規定の概要

国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則第6条は、第1項で支払通知書を受給者に交付することを、第2項では前項の支払通知書が還付され権利者の所在が明らかでないときに、還付された日から起算して三か月を経過した日の属する月の次の支給期以後に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる規定を、平成18年3月に恩給給与細則第10条に併せて設けたものである。

(2) 改正の概要

上記「1の(2)改正の概要」と同様の理由により、恩給給与細則第10条に併せて改正するものである。

4 施行期日

公布の日